報告第19号

小城市職員の公益的法人等への派遣に関する規則等の一部 を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和4年8月25日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

法人名称の変更により、小城市職員の公益的法人等への派遣に関する 規則等の一部を改正したため報告する。



小城市規則第24号

小城市職員の公益的法人等への派遣に関する規則等の一部を改正する 規則をここに公布する。

令和4年7月6日

小城市長一江里のお火

小城市規則第24号

小城市職員の公益的法人等への派遣に関する規則等の一部 を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「小城市体育協会」を「小城市スポーツ協会」に改める。

- (1) 小城市職員の公益的法人等への派遣に関する規則(平成 19 年小城市規則第 25 号) 第 2 条
- (2) 小城市職員の退職管理に関する規則(平成 28 年小城市規則第 27 号)第4条
- (3) 小城市都市公園条例施行規則(平成17年小城市規則第113号)第9条

附則

この規則は、公布の日から施行する。

報告第19号 小城市職員の公益的法人等への派遣に関する規則等の一部を改正する規則

(1) 小城市職員の公益的法人等への派遣に関する規則(平成19年小城市規則第25号)の一部改正 新旧対照表

現行		改正後(案)	
(派遣先団体)		(派遣先団体)	
第2条	条例第2条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる団体とす	第2条	条例第2条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる団体とす
る。		る。	
(1)	(略)	(1)	(略)
(2)	一般財団法人小城市体育協会	(2)	一般財団法人 <u>小城市スポーツ協会</u>

(2) 小城市職員の退職管理に関する規則(平成28年小城市規則第27号)の一部改正 新旧対照表

現行	改正後(案)	
(退職手当通算法人)	(退職手当通算法人)	
第4条 法第38条の2第2項のこの規則で定める法人は、地方独立行政	第4条 法第38条の2第2項のこの規則で定める法人は、地方独立行政	
法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規	法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規	
定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)のほか、次に掲げる法	定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)のほか、次に掲げる法	
人とする。	人とする。	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 一般財団法人小城市体育協会	(2) 一般財団法人 <u>小城市スポーツ協会</u>	

(3) 小城市都市公園条例施行規則(平成17年小城市規則第113号)の一部改正 新旧対照表

現行	改正後(案)	
(使用料の減免)	(使用料の減免)	
第9条 条例第11条第3号に規定する市長が特に認める行為は、次のとおりとする。	第9条 条例第11条第3号に規定する市長が特に認める行為は、次のとおりとする。	
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)	
(5) <u>小城市体育協会</u> に加盟する団体が行う選手の養生及びその 資質向上のための練習	(5) 小城市スポーツ協会に加盟する団体が行う選手の養生及びその 資質向上のための練習	
(6) (略)	(6) (略)	